

青少年育成だより

発行 塩尻市青少年育成センター

電話 52-0894



10月の活動日誌から ～各班の活動紹介～



10月3日(火)大門1班

ようやく秋の気配を感じる日になりました。本日は1班、2班合同で塩尻西小周辺の横断歩道数ヶ所にて、通学路の見守り活動及び周辺のゴミ拾いを実施しました。子どもたちは「さようなら」の声掛けに、元気よく答えてくれて帰っていきました。

10月4日(水)北小野13班

通学路の要所に立ち、横断の安全確認をフォローしました。同時に声掛け(おかえりなさい、さようなら、気をつけて)をしました。場所によっては通行車両が多く少々心配です。中学生も通る所では、同時に声掛けをしました。

10月6日(金)宗賀12班

ウイングロード、えんぱーく、アピナの各店舗の巡回を実施。いずれの施設も子どもの利用は少なく、保護者同伴が1組あったのみ。えんぱーくでは数名の高校生が学習していた。アピナでは高齢者の利用客が多いことに驚いた。ダイソーでは、万引き等も少なく、落ち着いているとのことであった。不良行為等の事案はなし。いずれの施設、店舗も協力的でよかった。トイレ等も清美されていた。

10月11日(水)塩尻東4班

通学路の見守りをしました。人員が少なかったので3ヶ所で行いました。下大門の交差点は、複雑で車の往来も多く、さらに角に商店の駐車場があるため危険だと感じましたが、生徒たちはしっかり信号に従って渡っていました。声掛けにもしっかり返事が返ってきました。ふるや内科クリニックの入口は歩道がないため危険だと感じました。

10月18日(水)広丘6班

当日は広丘小学校一斉下校日に合わせ、下校児童の通学路見守り・声掛け活動を行いました。今回は帰宅児童の多い原新田、堅石、郷原方面への通学路・交差点での見守りに重点を置き①広丘体育館近くの交差点②県道25号線から広丘郵便局

に通ずる市道の変則交差点③津島神社から郷原街道に出る交差点(信号あり)の三ヶ所の交通要衝に分かれ見守りを行いました。単なる見守りより子どもたちの様子や状況を見ながら、こちらから様々な声掛けなどの能動的な活動が、子どもたちの行動を一層活発にするようです。なお、活動終了後の情報交換では、信号機のない交差点において、交差点に近づく車両、交差点を渡ろうとする子どもたちの優先、タイミング、調整等について情報交換を行いました。状況にもよりますが、私たちもドライバーに対して会釈やあいさつなどの意思疎通を図ることも有効と思います。

10月20日(金)宗賀11班

宗賀地区内の国道19号線沿いのガソリンスタンド・店舗に「青少年健全育成協力店」として、ひまわりっこ育成県民運動推進の協力をお願いに回りました。全ての店舗の方が、快くお引き受けくださいました。

10月25日(水)洗馬9班

洗馬支所駐車場に集合し10班と合同で4人にて、通学路の見守り活動を実施した。小学校周辺の変則交差点、横断歩道で児童の不安全行動がなく下校しているか見守りと、必要に応じて安全運動も行った。私が見守った横断歩道では、横断歩道を渡り終えて頭を深く下げお礼を言う児童、声を掛けても反応のない児童、横断歩道を渡らないで遠くの所で道路を横断する児童など様々な光景があった。また、通行車両は児童を見ると徐行し、横断歩道で停止していただき安心できた。

10月25日(水)洗馬10班

児童も下校後習い事等で忙しそうだった。

10月26日(木)高出7班

今日は青少年健全育成協力店普及活動を行いました。予定していた13店舗のうち、12店舗にチラシを配布することができました。

11月20日は『世界こどもの日』です

「世界こどもの日」は、1954年世界の子どもたちの相互理解と福祉の向上を目的として、国連によって制定されました。1959年11月20日には、国連総会で「子どもの権利宣言」が採択され、その30年後の1989年11月20日、すべての子どもに人権を保障する初めての国際条約「**子どもの権利条約**」が国連総会で採択されました。この条約が生まれたことにより、世界中で子どもの保護への取り組みが進み、これまでに多くの成果が生まれました。(Unicef HPより)

【子どもの権利条約の4つの原則】

差別の禁止	子どもの最善の利益
生命、生存及び発達に対する権利	子どもの意見の尊重

この4つの原則は、「**こども基本法**」(2023年4月施行)にも取り入れられています。

11月は『子ども・若者育成支援強調月間』です



11月は「子ども・若者育成支援強調月間」です。現在の子どもたちを取り巻く環境は、多様で複合的な問題が多く、行政や育成支援に関わる諸団体等が専門の垣根を越えて連携協力していく必要があります。また、地域住民一人一人の取り組み、参加を促すことにより、子どもや若者を孤立させず地域全体で支えていく社会を築くことが重要です。

【月間の重点課題】

- ・若者の社会的自立支援の促進
- ・子どもを犯罪や有害環境等から守るための取り組みの推進
- ・児童虐待の予防と対応
- ・子どもの貧困対策の推進
- ・生活習慣の見直しと家庭への支援

この月間は、子ども家庭庁が定める「**秋のこどもどまんなか月間**」の取り組みとして位置づけて実施するものです。子ども家庭庁は、2023年4月に子どもを取り巻く社会問題に対して本質的な対策を進め解決するために内閣府に設置されました。こどもまんなか社会の実現のため、各分野において取り組みを進めています。長野県内の各自治体でも、強調月間に伴う街頭啓発活動が行われます。

【塩尻市の啓発活動予定】

11/14(火)	榑川 14 班	青少年健全育成協力店普及活動
11/17(金)	広丘 6 班 高出 7 班	JR 広丘駅前 街頭啓発
11/29(水)	塩尻東 3 班	塩尻中学校 あいさつ運動

【11月のその他の活動予定】

11/8(水)	片丘 5 班	通学路見守り
11/10(金)	大門 1、2 班	警察ボランティアとの合同巡回
11/16(木)	吉田 8 班	通学路見守り



オレンジリボン・児童虐待防止

推進キャンペーン

11月は、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間です。児童虐待による死亡事例は年間70件を超え、単純計算で5日間に1人の子どもが命を落としていることとなります。児童虐待は社会全体でかわかり、解決していく問題です。児童虐待かも、と思ったら

児童相談所
虐待対応
ダイヤル

いちはやく
189

お住いの地域の児童相談所に繋がります

匿名可能

通話無料

秘密厳守

まで連絡を。

(こども家庭庁 HP より)



社会教育スポーツ課 共生推進係

TEL:0263-52-0894

FAX:0263-54-2705